

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案
に関する意見募集の結果について

令和5年11月14日
こども家庭庁
支援局虐待防止対策課

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案について、令和5年7月10日（月）から同年8月8日（火）まで御意見を募集したところ、9件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	全ての児童施設や一時保護所にアドボカシーが定期的に訪問（月に一度）する仕組みを作る必要がある。 子どもの意見がきちんと反映されるよう、アドボカシーが施設や一時保護所に、提言する機会を月に一度は設ける必要がある。	今般の法改正により令和6年度から意見表明等支援事業が都道府県等の事業として創設されることから、都道府県等において本事業が適切かつ積極的に実施されるよう促してまいります。
2	子育て短期支援事業に係る規定の整備に関して、保護者への支援に対応できるための職員の配置と、当日の申し込み受付及び受け入れを可能とする体制を整備することを規定に盛り込んでいただきたい。	子育て短期支援事業については、今般の法改正の趣旨を踏まえ、支援が必要な方に確実に支援が行きわたるよう、国としても必要な支援を行ってまいります。

3	<p>① 里親支援センターにおける職員配置基準に求められる職員の「勤務」には、いわゆる「テレワーク勤務」も勤務形態として認められることを明確にすべきである。</p> <p>② 里親支援センターにおける必置職員の1つである「里親制度等普及促進担当者」について、「営業職経験者」を追加するべきである。</p>	<p>① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）については、都道府県等が児童福祉施設の設備及び運営について条例で基準を定めるに当たり、児童福祉施設に配置する職員の資格及びその員数等の従うべき基準等を定めているものです。</p> <p>テレワーク勤務といった職員の勤務形態については、こうした基本的な職員配置基準でないことから、設備運営基準に規定することはなじまないと考えています。</p> <p>なお、里親支援センターの職員がテレワークを行うことについて設備運営基準上、妨げる規定はありません。</p> <p>② 里親等普及促進担当者については、里親経験者等による講演会や里親制度等の説明会等を積極的に実施するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより里親を開拓する等の業務を担うことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉司の任用資格に該当する者や、 ・ 里親として、又は児童福祉施設において子どもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 <p>であることを要件としていますが、里親制度等の普及促進及び里親の開拓に関して、都道府県知事がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めた者であれば、</p>
---	--	---

		<p>お尋ねの「営業職経験者」についても里親制度等普及促進担当者とすることは可能です。</p> <p>なお、本解釈については、今後通知等でお示しする予定です。</p>
4	改正児童福祉法における新設事業に係る届出事項について法人番号について届出を行なわせるべきと考える。	<p>児童福祉法に基づく事業の届出についてはこれまで法人番号を求めておらず、届出のあった事業の管理において法人番号を必要としていないところであり、今回新設する事業についても法人番号は求めないこととしております。</p>
5	審査・証明事業を行おうとする者が提出しなければならない書類に法人番号についても追加するべき。	<p>認定を受けようとする際には、登記事項証明書の提出を求めており、登記事項証明書に法人番号が記載されております。</p>

※上記のほか、4件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。

※このほか、頂いた御意見を考慮した結果とは別に、改正児童福祉法第6条の3第19項において新設された子育て世帯訪問支援事業及び同条第20項において新設された児童育成支援拠点事業について、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における指導監督主体となる自治体への報告義務に関する規定等を追加することとしました。